

九州工業大学プログラム等取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学職務発明取扱規程（平成16年九工大規程第35号。以下「職務発明取扱規程」という。）第18条第2項の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）の職員等及び学生等が開発したプログラム及びデータベースに関する著作物についての基本的な事項を定め、もってプログラム及びデータベースの開発及び利用を促進し、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プログラム等とは、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第2条第1項第10号の2に係るプログラム及び同項第10号の3に係るデータベース並びにこれらに付随するマニュアル、設計書、定義集等のプログラム及びデータベースの利用に必要な資料をいう。
- (2) 職員等とは、プログラム等の開発時に本学の役員及び職員であった者をいう。
- (3) 学生等とは、プログラム等の開発時に本学に在籍した学生をいう。
- (4) 特別に措置された経費とは、文部科学省特別予算、運営費交付金（戦略的経費）、科学研究費補助金、共同研究費、受託研究費その他特別の費用をいう。
- (5) 開発者とは、プログラム等を作成した者及び作成の指導を行った者をいう。

(著作者及び帰属)

第3条 次の各号に定めるプログラム等の著作者は、法第15条に従い、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、本学とする。なお、本項各号に該当するプログラム等を、以下「本学法人著作プログラム等」という。

- (1) 職員等が、本学が命じたことを受けて、業務として開発したプログラム等（以下「職員業務プログラム等」という。）
  - (2) 学生等が、報酬の支払いを受けて、本学職員等が命じたことを受けて開発したプログラム等（以下「学生業務プログラム等」という。）
  - (3) 職員等が、特別に措置された経費を受けた研究の一環として開発したプログラム等（以下「職員特別経費プログラム等」という。）
  - (4) 学生等が、職員等の特別に措置された経費を受けた研究の一環として、当該職員等の指導により開発したプログラム等（以下「学生特別経費プログラム等」という。）
- 2 前項第2号又は第4号において、職員等が学生等にプログラム等の開発を命じ、又は指導する場合は、その成果となるプログラム等の著作者が本学になることについての確認を学生等から得るものとする。
  - 3 第1項に該当する場合を除き、職員等又は学生等が開発したプログラム等に係る著作者は、当該職員等又は学生等の個人とする。（以下「個人著作プログラム等」という。）
  - 4 学長は、個人著作プログラム等であっても、開発者である職員等又は学生等が著作権の本学帰属を希望したもので、発明審査委員会の承認を得たものは、著作権を本学帰属とすることができるものとする。（以下「個人著作本学帰属プログラム等」という。）
  - 5 学長は、本学法人著作プログラム等及び個人著作本学帰属プログラム等の共同開発者として職員等又は学生等以外の者が含まれる場合は、当該職員等又は学生等以外の者との契約締結により、著作者及び帰属等を規定するものとする。

6 学長及び職員等は、プログラム等の著作者の認定、著作権の帰属及び著作物の利用等に関連し、第三者との共同研究、受託研究又は寄附講座等の契約による定めがある場合は、これを遵守しなければならない。

(プログラム等の届出及び譲渡申請)

第4条 職員業務プログラム等又は学生業務プログラム等に該当するプログラム等が開発されたときは、開発を命じられ、又は命じた職員等は、開発終了から2ヶ月以内に別記様式1の届出書により学長に届け出るものとする。

2 職員特別経費プログラム等又は学生特別経費プログラム等に該当するプログラム等が開発されたときは、特別に措置された経費を受けた研究の代表者は、研究期間終了から2ヶ月以内に別記様式1の届出書により学長に届け出るものとする。

3 個人著作プログラム等を個人著作本学帰属プログラム等とすることを希望する場合は、開発者である職員等又は学生等は、別記様式2-1の譲渡申請書により学長に譲渡申請を行うものとする。

4 前項において、学長は、譲渡申請を受けたときは、本学帰属とすることの是非を発明審査委員会に付議し、その結果を譲渡申請者に通知するものとする。なお、本学帰属の通知を受けた場合は、別記様式2-2の譲渡証を学長に提出するものとする。

5 本条の届出又は譲渡申請を行う職員等又は学生等は、プログラム等の開発者に職員等又は学生等以外の共同開発者がいる場合は、届出書又は譲渡申請書に記載するものとする。

(プログラム等の管理)

第5条 学長は、第3条及び第4条の規定により本学帰属となったプログラム等について適切に管理するものとする。

(法人著作及び本学帰属著作に関する開発者の権利)

第6条 職員特別経費プログラム等、学生特別経費プログラム等又は個人著作本学帰属プログラム等の開発者である職員等又は学生等は、法律又は契約上の制限が無い限りにおいて、次の各号の著作権について本学における教育と研究の一環においては自由に権利を行使することができるものとする。なお、本学は、第6号における開発者の翻訳・翻案について、法律又は契約上の制限が無い限りにおいて、法第20条に規定する同一性保持権の行使をしないものとする。

- (1) 法第21条に規定する複製権
- (2) 法第22条に規定する上演権及び演奏権
- (3) 法第22条の2に規定する上映権
- (4) 法第24条に規定する口述権
- (5) 法第25条に規定する展示権
- (6) 法第27条に規定する翻訳権、翻案権等

2 職員特別経費プログラム等、学生特別経費プログラム等又は個人著作本学帰属プログラム等の開発者である職員等又は学生等は、法律又は契約上の制限が無い限りにおいて、別記様式3により学長に活用申請を行い、承認を得たうえで、次の各号の著作者人格権及び著作権について自らが行使し、又は大学に行使の依頼を行うことができるものとする。

- (1) 法第18条に規定する公表権
- (2) 法第23条に規定する公衆送信権等
- (3) 法第26条に規定する頒布権
- (4) 法第26条の2に規定する譲渡権
- (5) 法第26条の3に規定する貸与権
- (6) 法第63条に規定する利用の許諾

3 前項第1号において学長の承認を得てプログラム等を公表するとき、開発者である職員等又は学生等は開発者名を表示できるが、本学が著作者又は著作権者であることを明示し、開発者、著作者及び著作権者を誤認することがないようにするものとする。

4 職員特別経費プログラム等又は学生特別経費プログラム等の開発者である職員等又は学生等は、第1項第6号の規定により翻訳・翻案した二次的著作物について、第1項から前項までに規定する開発者同一の種類の権利を有するものとする。

(開発者の協力)

第7条 職員特別経費プログラム等、学生特別経費プログラム等又は個人著作本学帰属プログラム等に関

して本学が活用しようとするとき、開発者である職員等又は開発した学生の指導者である職員等は学長の要請に応じ、本学によるプログラム等の活用に関して必要な情報を提供し、協力するものとする。

(報償金)

第8条 学長は、学生業務プログラム等、職員特別経費プログラム等、学生特別経費プログラム等又は個人著作本学所属プログラム等について、本学が活用して収入を得た場合は、職務発明取扱規程第12条の規定を準用し、当該プログラム等の開発者である職員等又は学生等に対して報償金を支払うことができるものとする。

2 学長は、第3条第5項の規定により、本学が職員等又は学生等以外の者から譲渡を受けたプログラム等を活用して収入を得た場合は、職務発明取扱規程第12条の規定を準用し、当該プログラム等の開発者である職員等又は学生等以外の者に報償金を支払うことができるものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 記

1 この細則は、平成23年6月1日から施行する。

2 九州工業大学データベース等取扱要項(平成16年10月22日学長裁定)は、廃止する。

附 記

この細則は、平成27年4月1日から施行する。